八　舗装		
イ　基準不適合土壌のある範囲 ロ　基準不適合土壌のある範囲を覆う覆いの種類、範囲及び厚さ ハ　モルタルその他の土壌以外のものであって、容易に取り外すことができないもの（以下「モルタル等」という。）を覆いとして用いる場合にあっては、その理由 ニ　舗装の施行の方法 ホ　覆いの損壊を防止するための措置	イ　この項の中欄ロに掲げる事項の変更のうち、基準不適合土壌のある範囲を覆う覆いの範囲の変更であって、基準不適合土壌の外側にある範囲への変更	
九　立入禁止		
イ　基準不適合土壌のある範囲 ロ　みだりに人が立ち入ることを防止するために設ける囲いの種類及び範囲 ハ　当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するための措置及び当該措置を講ずる範囲 ニ　立入りを禁止する旨を表示する設備の種類及び方法	イ　この項の中欄ロに掲げる事項の変更のうち、みだりに人が立ち入ることを防止するために設置する囲いの範囲の変更であって、基準不適合土壌の外側にある範囲への変更 ロ　この項の中欄ハに掲げる事項の変更のうち、当該土地の区域外への基準不適合土壌又は特定有害物質の飛散等を防止するための措置を講じる範囲の変更であって、基準不適合土壌の外側にある範囲への変更	
十　土壌入換え		
一　区域外土壌入換え イ　基準不適合土壌のある範囲及び深さ ロ　土壌入換えを行う範囲及び深さ ハ　当該土地の土壌を掘削し、覆いを設けた際に当該土地に建築されている建築物に居住する者の日常の生活に著しい支障が生じないようにする方法 ニ　覆いの種類、範囲及び厚さ	一　区域外土壌入換え イ　この項の中欄第一号ロに掲げる事項の変更のうち、基準不適合土壌の外側にある範囲への変更 二　区域内土壌入換え イ　この項の中欄第二号ロに掲げる事項の変更のうち、基準不	